

国家公務員退職手当法施行令及び行政手続法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十五号）の施行に伴い、関係政令について

所要の改正を行うものとする。 （本則関係）

第二 この政令は、平成二十二年四月一日から施行すること。 （附則関係）